

事後開示事項を記載した書面

2025年7月1日

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社パン・パシフィック・
インターナショナルホールディングス
代表取締役社長 吉田直樹

当社（以下「甲」といいます）を吸収合併存続会社、株式会社エルエヌ（以下「乙」といいます）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を行ったところ、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2

乙の株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条

乙は、甲の完全子会社であるため、所定の期間内に反対株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第787条

乙は新株予約権を発行しておりません。

(4) 会社法第789条

乙は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年5月23日、知れている債権者に対して各別に催告し、また、同年5月26日付官報により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2

甲の株主から本合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第797条

所定の期間内に反対株主からの買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条

甲は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2025年5月26日付官報により公告し、同条第3項の規定に基づき、同年5月27日から同年6月26日まで電子公告により公告いたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

甲は、乙よりその権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

甲は、乙より該当書面を引き継ぎ、別途、甲において保管しております。

6. 吸収合併による変更の登記をした日

2025年7月11日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上